

◎独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律

(平成一八年一二月二二日法律第一一九号)(衆)

一、提案理由(平成一八年一二月七日・衆議院総務委員会)

○宮下議員　ただいま議題となりました独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案は、自由民主党及び公明党で共同提案したものであります。提出者を代表して、提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦におけるとうとい戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的としたものであり、これまでに、関係者の労苦に関する資料の収集、保管や調査研究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演会、戦後強制抑留者等に対する銀杯、書状などの慰労品の贈呈及び慰労金の支給などの事業を行ってきたところであります。

しかしながら、長きにわたってその解決が求められてきた戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者の問題、いわゆる戦後処理問題の解決について、戦後六十一年を経過し、関係者の著しい高齢化の状況等にかんがみ、最終決着を図る必要があります。

また、平和祈念事業特別基金は、今般の特殊法人等改革により行政の効率化が求められる中、独立行政法人となったものでありますが、役職員の人件費や展示資料館の維持などの費用が負担となり、折からの低金利も重なり、基金の運営は大変厳しいものとなっております。

以上のことから、平和祈念事業特別基金を解散することとし、それまでの間、その資本金の一部を取り崩し、新たな慰藉事業を行うことができるようにするため、本法律案を提出するものであります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、行政の効率的実施の観点から、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人平和祈念事業特別基金は、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができるものとし、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金はその額により資本金を減少するものとしております。

なお、関係者に対し慰藉の念を示す事業といたしましては、戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者で現に生存している方に対し、慰労の品を贈呈する特別記念事業を予定しております。

第三に、この法律は、平成二十一年九月三十日までの間において政令で定める日から施行することとしておりますが、資本金の一部を取り崩すことができるものとする規定

につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告（平成一八年一二月八日）

○佐藤勉君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、宮路和明君外三名提出の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案は、独立行政法人平和祈念事業特別基金を廃止するとともに、慰藉事業の費用に充てるため、資本金の一部を取り崩すことができることとするものであります。

……………（略）……………

三案は、いずれも第百六十三回国会に提出され、継続審査となっていたものであります。昨七日提出者宮下一郎君及び鳩山由紀夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、参考人からの意見聴取を行い、質疑を行いました。質疑終了後、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案及び戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案に対し、施行期日に係る修正案がそれぞれ提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案について内閣の意見を聴取した後、三案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、

……………（略）……………

次に、宮路和明君外三名提出の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案及び修正案につきましては、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成一八年一二月七日）

○谷委員　ただいま議題となりました独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成二十一年九月三十日までの間において政令で定める日」となっている施行期日を「平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日」に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一八年一二月一五日）

○山内俊夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百六十三回国会に衆議院に提出され継続審査となっておりましたが、今国会に入り、施行期日を一部修正議決し、本院に提出されたものであり、その内容は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであります。

委員会におきましては、いずれも谷博之君外十一名発議の戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案の両案と一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案提出に至るまでの経緯、関係者に対する新たな慰藉事業の具体的内容、戦後強制抑留者に対する特別給付金支給法案の趣旨、高齢者に支給する慰労品への配慮の必要性、基金運営の非効率性と改善に向けた努力、戦後処理問題における国の責任の在り方等について質疑が行われました。

本法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して那谷屋正義理事より反対、自由民主党及び公明党を代表して二之湯智理事より賛成、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。